

恵庭市特別認定入学指定校に関する取扱要領

平成9年12月2日
恵教委訓令第3号

1 基本的な考え方

恵庭市内における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、恵庭市立学校通学区域規則（昭和45年教委規則第1号。以下「通学区域規則」という。）によりその居住地によって定められているが、本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模校において、心身の健康増進を図り体力づくりを目指すと共に、豊かな自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした特色ある教育を保護者が希望する場合は、恵庭市教育委員会が特別認定入学指定校（以下「特認校」という。）として指定する学校に限り、一定の条件を付した入学を認めるものとする。

2 法的根拠

就学すべき学校の変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の「教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した学校を変更することができる。」旨の規定により取り扱うものとする。

3 特認校

対象とする特認校は、次のとおりとする。

名 称	住 所	電 話
恵庭市立松恵小学校	恵庭市中央452番地2	0123-32-4891

4 特認入学の条件

教育委員会は、本取扱要領第1に規定する特色ある教育を行うという特認校の趣旨に賛同する通学区域規則に規定する通学区域以外の保護者及びその児童が、次に掲げる条件を満たす場合に、特認校への入学（以下「特認入学」という。）を認めることができる。

(1) 居住条件

恵庭市内に居住する児童であること。ただし、保護者の元から離れて児童を市内に居住させる場合は特認入学を認めない。

(2) 通学条件

児童の通学は、保護者の責任において行うこと。ただし、教育委員会は、年度当初の新入学に限り、本取扱要領第9（1）に定める特認校の定数に達しない場合は、同要領第7（2）の手続によりスクールバスを利用する児童の特認入学を認めることができる。

(3) 心身的条件

ア 特認入学をする者は、本来校区以外の学校に通学することから、児童が心身ともに健康であること。この場合において、教育委員会が必要と認めるときは医師の診断書の提出を求めることができる。

イ 恵庭市教育支援委員会による特別支援学校相当及び特別支援学級相当の答申を受けていないこと。

(4) 保護者の協力

児童が本来校区を越えて通学することを踏まえ、登下校時における安全確保、生活指導等に対する配慮が重要であり、保護者の協力を得られることが必要である。

5 特認入学の申込

(1) 教育委員会は、次に掲げる期間において特認入学の申込みを受け付けるものとする。ただし、各期間の始期又は終期が休日（恵庭市の休日を定める条例(平成3年条例第10号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）の場合は、直前の平日（休日でない日をいう。以下同じ。）とする。

ア 新入学 入学の前年度の10月5日から25日まで

イ 転入学 入学を希望する月の前々月5日から25日まで

(2) 特認入学を希望する児童の保護者は、「入学学校指定変更許可申請書」（様式1）に「通学経路図」（様式2）を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(3) 教育委員会は、「入学学校指定変更許可申請書」を受理した旨を、新入学の場合にあっては特認校校長及び当該児童の通学区域規則に規定する通学区域の学校長に通知するものとし、転入学の場合については特認校校長及び恵庭市内又は市外の在籍学校長に通知するものとする

6 特認入学の審査

(1) 特認校校長及び恵庭市内の在籍学校長は、本取扱要領第5（3）の通知を受けた後、「学校長意見書」（様式3・4）を教育委員会に提出しなければならない。

(2) 特認校校長は「学校長意見書」を作成するにあたり、集団行動観察、面接等の方法により児童の行動・性格等について把握し、特認入学が適当であるかを確認する。

(3) 教育委員会は、「入学学校指定変更許可申請書」及び「学校長意見書」に基づき、特認校学校長と合同で保護者との面接を実施した上で、特認入学の許可の対象となる児童（以下「特認入学候補者」という。）を決定する。

7 特認入学の決定・許可

(1) 教育委員会は、次に定める日（以下「特認入学決定日」という。）に、特認入学候補者の中から特認入学者を決定し、特認入学を許可する。ただし、特認入学決定日が休日の場合は、直前の平日とする。

ア 新入学 入学の前年度の12月25日

イ 転入学 入学を希望する月の前月25日

(2) 教育委員会は、次のとおり特認入学を許可する。ただし、教育長がやむを得ないと認める事由により特認入学を許可する場合は、この限りでない。

ア 特認入学の定員は、学年毎に、本取扱要領第9（1）に定める特認校の定数から、（ア）及び（イ）の区分に応じ、特認入学決定日時点の当該区分に定める児童の数を差し引いた数（以下「定員」という。）とする。

（ア）新入学 特認校の本来校区の児童数

（イ）転入学 特認校の在籍児童数

イ 教育委員会は、特認入学候補者のうち、（ア）に該当する者を優先して特認入学させ、なお定員

に満たない場合は（イ）に該当する者を優先して特認入学させ、なお定員に満たない場合は、年度当初の新入学に限り、（ウ）に該当する者を特認入学させるものとする。

（ア）特認校に現に在籍している児童の兄弟姉妹（就学の時期が重なる場合に限る。）

（イ）（ア）に該当する以外の特認入学候補者（本取扱要領第4（2）に定める通学条件を満たす者に限る。）

（ウ）（ア）及び（イ）に該当する以外の特認入学候補者であってスクールバスを利用する者

ウ イに規定する優先して特認入学させることができる区分において定員を超えるときは、原則特認入学決定日に、その超えた区分の該当者を対象として抽選を行い、特認入学者を決定するものとする。

（3）教育委員会は、特認入学を許可したときは、「入学学校指定変更通知書」（様式5）により、新入学の場合にあっては保護者、特認校校長及び当該児童の通学区域規則に規定する通学区域の学校長に通知するものとし、転入学の場合については、保護者、特認校校長及び恵庭市内の在籍学校長に通知するものとする。

8 特認入学の取消し

教育委員会は、特認入学を許可した後に申請と異なる事実が発覚した場合又は本取扱要領第4に定める特認入学の条件を満たさないと認められた場合は、特認入学を取り消すことができる。

9 児童の定数

（1）特認校は、1学年1学級とし、各学年の児童の定数を18名とする。ただし、本来校区内に転入した場合はこの限りでない。

（2）（1）の児童の定数については、平成22年4月1日に特認入学する児童から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は平成23年1月7日から施行する。

附 則

1 この要領は平成27年8月10日から施行する。

2 平成28年度当初の特認入学（新入学および転入学）については、本取扱要領第5（1）及び第7（1）の規定にかかわらず、平成27年11月5日から25日まで特認入学の申込を受け付け、平成28年1月25日を特認入学決定日とする。

3 平成27年度途中の特認入学（転入学）については、本取扱要領第5（1）及び第7（1）の規定にかかわらず、後期の始期のみ可能とし、平成27年9月11日まで申込を受け付け、平成27年9月28日を特認入学決定日とする。